

# 淀川水系流域委員会

## 第2回委員会検討会

### 議事録（確定版）

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

川崎委員      寺川委員      村上哲生委員

日 時      平成18年 10月30日（月）  
午後 6時35分 開会  
午後 8時01分 閉会  
場 所      ぱるるプラザ 5階 会議室B

〔午後 6時35分 開会〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、淀川水系流域委員会第2回委員会検討会を開催したいと思います。引き続き、議事録の作成をいたしますので、ご発言の際はお名前を発言してからご意見をお願いいたします。また、一般傍聴の方も引き続き傍聴していただいています。

それでは、今本委員長、よろしくお願いいたします。

今本委員長

本日は委員会の検討会を急遽開くことになりました。決まったのが昨日です。委員の皆さんにも連絡が行き届かず、非常に迷惑をかけました。まず、そのことをおわび申し上げます。

きょう集まっていただきましたのは、ご存知のように、10月24日の近畿地整の局長の就任の記者会見で、淀川水系流域委員会を休止するという発言があったという報道が25日にありました。私はたまたまそのとき海外に出かけておりました、翌26日に帰国して初めてそのことを知りました。驚いて、いろんな委員の方と連絡をとり、できるだけ早い機会に発言の内容と趣旨を説明いただきたいということを、27日に局長あてに申し入れを行おうとしました。残念ながら局長は不在で、河川部長にお会いしました。その結果、10月30日の住民参加部会の席で説明という約束してくれました。

その後、27日に、大臣が淀川水系流域委員会は存続するという発言をしたという報道がありました。私たちは報道等でそういうことを知っただけで、内容については知りません。そのため、きょうは急遽ではありましたが、できるだけ具体的に、かつ正確に局長の発言を説明いただき、かつ大臣の発言と局長の発言とどちらが優先するのか、そういったことについても説明いただきたいと思っております。

それで、お配りいたしました「次第」には「1．委員長声明」「2．河川管理者からの説明」となっておりますが、まず、最初に河川管理者からの説明をお伺いして、その後に、声明が必要なのかどうか、あるいは委員長の声明とするのがいいのか、委員会の声明とするのがいいのか、そういうこともご相談して、必要であれば声明をまとめ上げたいと考えております。それで、早速ですが、河川管理者に説明いただきまして、その後、委員の皆さんからの質問、意見を承りたいと思います。

本日は、傍聴者の方につきましては、できるだけ発言いただきたいと思うんですけども、会場の時間の都合で、ひょっとしたら発言いただけない場合があるかも知れません。これは発言を断るという意味では全くありません。会場が使える限り、発言はお受けしたいと思っています。ただ、この場所の使用時間が限定されていますので、最悪の場合、発言時間がないかも知れませんの

で、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

では、河川管理者の方からご説明いただけますか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

河川調査官の神矢です。それでは、私の方からお話し申し上げます。

10月24日の局長就任記者会見における発言について、局長に確認いたしましたところ、その趣旨及び内容は次のとおりであるということでしたので、それを今からお話しいたします。

10月17日に流域委員会廃止の危機という報道があり、そうした中で24日の局長就任記者会見後に、流域委員会廃止の心配について、関係質問がありました。それに対し、河川整備計画に関連して意見を聞くために設置した委員会であると、そのため、17日の報道にあったような流域委員会廃止と事実はなく、河川整備基本方針策定までの時間の関係で、結果として一たんお休みになるのではないかという考えを申し上げただけであります。そのようなやりとりの中でのことなので、事前にお断りしておくとかしないとかいうものではないと思います。

なお、17日や25日の報道は、流域委員会は脱ダムを主張して国土交通省と対立しているという内容でありましたが、近畿地方整備局として、流域委員会のダムについての評価内容をもって同委員会を改善すべきと言っているものではなく、24日の記者会見の場でも、そのような話は一切出ていません。あくまでステップとしての話をしたものであり、メディアによっては流域委員会継続との報道があったのもそのためと思われます。流域委員会を廃止するつもりはなく、現在流域委員会にお願いしたことに関するご意見などについては任期中にきちんといただきたいと思っています。

ただ、流域委員会を含め、これまで河川管理者が行ってきた、学識者、住民の方々や地方公共団体からの意見聴取の方法について、さまざまなご意見をいただいています。このことについて、よい評価を受けている点については進め、逆に批判のある点については改善していく必要があります、その返答のためにも時間をいただきたい、なおその際、住民参加等について工夫していくことも大切と考えています。

いずれにしろ、河川整備計画を検討するに当たっては、流域委員会の委員を初め、住民の方々や地方公共団体の長にご意見を聞く必要があります、策定された河川整備基本方針を受け、これまで以上にご意見を伺うことなど、さまざまな努力をしていく所存です。

以上が局長に確認をした内容です。

また、以前に、次期委員会についてどうなるのかという質問があったことについては、現在検討中であり、整理ができ次第公表してまいります。公表時期はまだ決まっていません。いずれにしても、流域委員会を含めた現在の意見聴取の方法について、よい評価を受けている点については継

続し、批判を受けている点については改善していくというのが基本的な考えです。

それから、大臣発言についてのお話がありましたので、それについてお話しいたします。今後の流域委員会に関して、大臣と局長の発言にそこがあるという一部報道がありました。それで、近畿地方整備局では、現時点で大臣発言の詳細につきましては把握できていませんけれども、今後のスケジュールとして、流域委員会に一時休止期間があることは大臣にもご了解いただいております、大臣と局長の考え方にそこはないものと認識しています。

本日、事務次官会見がありました。その中でも大臣の真意を伺ったところ、来年1月に現委員の任期が切れるのは事実ですが、整備計画策定に当たって流域委員会の意見を聞く必要があるという原則論を述べられ、時間的な継続性でなく、実質的な議論の継続性という趣旨でお話があったものであり、1月は仮に無理としても、委員が長期間不在になるのは好ましくなく、できるだけ早期に基本方針を策定し、適切な時期に委員を選定するよう指示を受けたという、これは次官の発言ですが、そのような次官の発言があったと聞いております。

以上でございます。

今本委員長

ただいまの発言についての説明、それは文書で委員にはいただけませんか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢)

実は、今先ほど申しましたように、現在検討している中身というものについてはまだ検討中でございますので、これはいわば局長のメモといえますが、手持ちメモみたいなものですので、これを今時点でちょっとペーパーというわけにはいかないと思っております。

今本委員長

私が10月27日に申し入れましたのは、できれば局長みずからが委員会に対して説明していただきたいということでした。しかし、これはいろんな公務の都合上、代理で今説明があったということで、今の説明は局長がしたと受け取ってよろしいでしょうね。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢)

局長から今の話を聞いてまいりました。

今本委員長

わかりました。委員の方、いろいろと質問がおありだと思いますが、まず私から聞かせていただきます。

私が聞いたところによりますと、これは断片的なものですからよくわかりませんが、局長が、この委員会がやっていたことは、工事实施基本計画に対していろいろな意見を述べられたとい

うふうに発言しております。事実誤認も甚だしい。我々は河川整備計画基礎原案についての審議をしたのであって、この程度の認識でもって流域委員会を云々するということは、この委員会を侮るにも甚だしいものがあると私は思います。認識不足ではないかと思えます。私個人としては不快に感じております。また、委員会の休止という問題については、一たん休んでということをおっしゃっております。

さらに、10月27日の次官の記者会見では、近畿地整の局長からとして、今言われたようなことはきちんと報告されています。しかし、私の日本語での理解によれば、大臣と局長との発言には明らかなきそごがあります。大臣が言ったのは、休止することなく連続してという発言をされたと聞いております。ところが、今また聞きますと、次官の発言として、できるだけ早い機会にと言われたと。国土交通省は、大臣の発言が優先するのか、次官の発言が優先するのか、局長の発言が優先するのか、この3者が異なった場合、どういうふうに扱われるのか、局長の考えを聞きたい。あなたは代理して来ているんですから、お答えください。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

近畿地方整備局としては、大臣の発言とそごはないというふうに認識をしております。

今本委員長

そごはあるじゃないですか。片方は一たん休止してと言っているんですよ。片や連続してと言っているんですよ。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

ただ、本日の次官会見で次官が言っている内容は、大臣の方から、先ほど申しましたが、来年1月に任期が切れるのは事実であるが、整備計画策定に当たって流域委員会の意見を聞く必要があるという原則論を述べられ、時間的な継続性ではなく、実質的な議論の継続性という趣旨でお話があったというふうに言われておりますので。

今本委員長

大臣の発言の中には、新規の委員が1月中に決まるという発言もあったと聞いておりますが、それについてはどう受けとめていますか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

それはですから、ここから先はちょっと私のあれもありますが、1月は仮に無理としても、委員が長期間不在になるのは好ましくないというふうに大臣がおっしゃったということだと思いますけど。

今本委員長

大臣は1月に決まると言っているんですよ。期間があくのは好ましくないと言ったのは事務次官の方です。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

それ以上詳細なことは聞いておりませんので、私は何とも申し上げられないです。

今本委員長

できるだけ早い機会に調べて、委員会にお答えください。

また、局長の発言では、しばらくの間ということで、整備計画の原案ができてからといったような趣旨の発言をしております。ということは、整備計画の原案がいつできるのか、1年間休止するのか、2年間休止するのかすらわからないと、この発言には差があると私は受けとめます。

済みませんでした、私から先に発言いたしまして。この件につきまして、どなたからでも結構です。

寺田委員

はい。

今本委員長

はい、どうぞ。

寺田委員

寺田の方から少し意見を申し上げたいと思います。

10月16日に新しい局長が近畿地整に就任されたというふうに聞いているんですけども、その後、24日に今回のような就任会見をされ、その後の記者の方々とのやりとり、それが記事化されたんだというふうに受けとめておりますけれども、近畿のトップに就任されたわけですから、当然近畿地方整備局の幹部の方々におかれましては、就任に際しても、もちろん就任後にも、この淀川水系流域委員会がどういうふうな趣旨で設置をされ、またこれまでに河川管理者との共同作業としてどういうふうな仕事をやってきたのかということは、当然正確に知っておられなければならないと思うんです。しかし、先ほど調査官がおっしゃった中から推測をすれば、とてもではありませんけれども、局長が正確に流域委員会のこれまでの活動の経緯というものを承知されているというふうには思えません。だから、私はきょうお見えの管理者の、調査官は特にですね、どれだけのことを局長に、この流域委員会のことについて正確に説明をされたのか、その点はきちっと説明が欲しいと思うんです。

どこが納得できないかということでありましてけれども、この委員会の規約がありますけれども、

規約の中に、目的規定が第2条にあります。ここでは何と書いてありますか。先ほどのお話によれば、国の方の基本方針が決まって、その上でこの河川整備計画原案ができる、原案に対して意見を述べるのが学識経験者の務めであるから、その原案ができるまでの間は仕事がないんだと、だから新しい委員の任命をする必要もなければ、第3次委員会を立ち上げる必要もないと言わんばかりの説明ですよ。もし、不正確であれば指摘をしてほしいと思いますが、そういう趣旨の発言としかとらえようがないと思うんです。

しかし、5年9カ月今までやってきたこの委員会、これはでは何なんですか、一体。近畿地方整備局は何のためにこの委員会を設置したんですか。この規約の第2条は、これは近畿地整からの諮問内容を規定したんですよ。何を諮問したんですか、我々委員会に対して。これは明確に書いていますよ。整備計画原案に対して意見を下さいというふうには書いていませんよ。近畿地整とこの委員会と一緒に共通の目標としたのは何ですか。より早い段階からさまざまな議論を積み重ね、そして少しでもよりよい計画をつくろうではないかと、今までにないような計画策定という審議の新しい仕方をやろうではないかということを通念としたわけではないですか。その中で、そういう諮問がされたわけではないですか。

だから、この諮問事項の1番目には、河川整備計画（案を含む）の計画内容の進捗の点検に当たって意見を述べる、これはだんだんと熟成されていく計画というものを、早い段階から、進捗の状況に合わせて意見交換をしていこうということのためにこの委員会をつくったわけではないですか。局長さんの発言が、今までにこの河川法が求める学識経験者の意見を聞くという組織がまだ全くつくられていなくて、これからつくろうというときに、今まだつくらなくてもいい、つくるのは原案ができてからでいいんだという見解をお述べになるのであればまだしも、今まで5年9カ月間の活動を経たこの淀川の水系流域委員会に対して、こういう活動の歴史を踏まえたことに対して言われる内容でしょうか。これはもう明らかに認識不足ですよ、理解不足ですよ、これは。

少なくとも、これまでずっと一緒に調査官も、もちろん河川部長も、ここの近畿地整の方はみんなこの淀川の委員会と一緒に5年9カ月やってきたわけではないですか。だから、そういうことを十分ご承知ですよ。それが、局長がああいう発言をされて、皆さん悔しくないですか、管理者の方々。自分たちが今までやってきたのは何なんですか。この活動は何だったんですか。委員会の委員の皆さんは本当に残念に思っていますよ。しかし、同時に近畿地整の管理者の皆さんも、皆さん悔しく思うはずなんですよ。今までの活動を全部否定したんですよ、これは明らかに。そういう発言としか、これはとりようがありませんよ。

こういうふうな理解は、ほかの委員さんも僕は共通だと思うんだけど、もし違う意見があれば

ばおっしゃってもらってもいいと思いますが、もし共通したこういう認識だとしたら、管理者の方、これは我々の認識がどこか間違っていれば指摘をしてください。

今本委員長

河川管理者サイドとして、今の件に関していかがですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

先ほどちょっと触れた点もありますが、今まで確かにその5年何カ月か、非常にさまざまないろんな意見をいただいてきて、それは当然参考にさせていただいて実施しているものもあれば、そうでないものもあると思いますが、それは当然尊重すべきものだと思います。それで、もっとそういう意見の聴取の仕方、そういったものをよりよいものにしていきたいという思いもまた事実です。それで、そういったことについて、逆にどちらかというと批判を受けている部分もあるということも事実かと思えます。ですから、評価をされている部分、批判を受けている部分、両方あると思えます。

そういったものを踏まえて、さらなるよい意見聴取の仕方、そういったことを今内部的に検討しているところです。そういったことにも、やはりちょっと時間を要するというのも事実です。そういうこともあり、結果的に一時的にお休みするかもしれないというのが、局長の趣旨だというふうに理解しています。

今本委員長

どうぞ。

寺田委員

あと1回だけ申します。今、調査官が局長の発言を何か弁明されているような感じがしますよね。なぜ弁明されるのかよくわかりませんが。今おっしゃっている内容が、委員の皆さんどうですか、わかりましたか。調査官もまた、正確にこの流域委員会と河川管理者が共同作業としてやってきた5年9カ月の軌跡を十分理解されてませんよ。

今まで意見を聞いた、もういいんだと、まさに局長はそういうことを言いたかったようですけども、何のために今までこの委員会が、この各段階において意見を言ってきたんですか。それは一回一回そこで終わりの意見を言ってきたわけではないです。最後はすべて、河川法が法定計画として求めている、この河川整備計画原案に対する意見を述べるという、その仕事を完全に適正に行うために、早い段階から積み重ねてきたんですよ。提言があり、その後管理者の方から基礎原案が出、それに対してまた委員会から意見を述べ、それが基礎案に生かされ、それに対してまた意見を述べ、こういう繰り返しをやってきたんですね。これは何のためなんですか。それはすべて最終的に示さ



れるはずであろう原案に対して、この委員会は適切な意見を述べるようにしようということで、ずっと努力を積み重ねてきたわけです。一連のものなんですよ、これは。

だから、原案がまだできる前にはもう仕事がないんだと言わんばかりの言われ方は、これはこの委員会の今までやってきた仕事とか仕事の中身を全く理解していない発言ですよ。調査官、そういうことを本当に本気でおっしゃっているんですか、あなたは。残念に思いますよ。本当にこの共同作業で、いいものをつくろうということを合い言葉にして、いろいろなことを意見交換して議論してきましたよ。それがもういいんだというのは、これは自分たちの行為も全部否定されているんですよ。

それから、もう1点。先ほどから何度もおっしゃっている、批判を受けていると、そういう点があるということを盛んにおっしゃいますね。どういう内容なんですか。今までに、この委員会に対してそういうふうなことは一切聞かされていませんよ。委員会みずから自分たちの活動の内容を反省し、いろいろ課題があるとか問題点があるとかいうことは、自発的にいろいろ議論をしてきました。しかしながら、河川管理者は、どこからかは知りませんが、いろいろ批判が出ているというのであれば、抽象的なことではなくて、具体的にどこからどういう批判がされているということを、なぜこの委員会に言わないんですか。それを、局長がああいう就任会見のところで抽象的に言って済ますというのは、委員会に対する侮辱みたいなものですよ、これは。どうか調査官、知っておられるんだって言うて下さい、ここで。どこがどのようなことをおっしゃっているんですか。

さまざまな意見があって僕は当然だと思いますよ。この委員会活動の一面一面をとらえて、いろいろ批判的な意見も、もちろんお持ちの方はたくさんおられると思いますよ。それはさまざまな意見があるというだけの話ではないですか。それをもって休止に結びつけるという根拠はどこにあるんですか。休止というふうな、もしくは、休止という言葉は使っていないとしても、2月1日以降、新しい委員を任命しないで脱け殻のままの委員会を置いておくんだというふうなことになぜつながるんですか、今おっしゃっていることが。

いろいろな批判を分析して、新しい第3次委員会の発足のときに、それを反映させなければならぬというふうなことで、検討点が多い、だから発足が遅くなるんだというご趣旨なんですか。それであれば、私たち委員会に対する委員の、現委員会に対する批判なんですから、きちっとそれをおっしゃってください。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

その整理を今内部的に進めているところです。具体的にどうこうというのは、ちょっと今、検

討中であります。

今本委員長

検討中というのはおかしいのではないですか。批判が寄せられているというわけですから、どんな批判があったのかということをお伺いしているんですよ。検討ではないです。寄せられている批判をお教えください。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

批判であるか否かということも、また検討しなければならないというふうに。

今本委員長

皆さん方は、国交省に対する批判はないとお思いですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

いえ、むしろ河川管理者に対する意見、批判があるんだというふうに理解しております。

今本委員長

そしたらしばらく休まれたらどうですか、河川管理者が、近畿地整が。流域委員会と一緒に休みませんか。まあそんなことは冗談ですからね。

では、はい。

千代延委員

千代延です。私もその批判を受けているというところが非常にひっかかったんです。何の批判かわかりませんが、我々が審議してまとめたことの内容について批判があるところももちろんあるでしょう。しかし、この委員会のあり方についての批判というのは全く初耳です。したがって、そのことは先ほどの意見にもありましたようにお聞かせいただきたいんですが。

ここで私が1つ申し上げたいのは、批判を今から分析するとか検討するとかおっしゃっていますが、次期委員の選考について、これまでの選考開始の時期を聞いてみますと、8月ないし9月には次期委員の選考に取りかかっていたという、これは事実のようです。ところが、今回はそういうことは一切されていなくて、これは推察ではなくて、皆さんも既に認めていらっしゃいます。ですから、その選考に取りかかっていないというところで、既に批判されているか何かそういうことに結びつくことがあったと思うんですよ。それだけでも今教えてください。なぜ次の選考に取りかかれなかったかということ、私は1点お伺いします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

それも含めて検討中です。

千代延委員

そんなことはないでしょう。もうこれは事実報道に出ておるんですよ。何で委員の選考に出られなかったか、その理由だけを教えてください。ほかの難しいことは何も聞いておりません。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

繰り返しになりますけれども、先ほど言いましたさまざまなそういう意見を踏まえて、よりよい意見の聞き方をどうすればいいのかということは今検討しておりますので、それも含めて検討しているということです。

千代延委員

話にならんですな。

今本委員長

では寺川さん。順番でやらせてもらっていいですか。

寺川委員

寺川です。まず、先ほどの説明というのは、もう一つよくわからんのですが、少なくともきょうの委員会検討会がどういう検討会かということは、河川管理者も当然御存じだったと思うわけです。それで、報道関係者もいらっしゃることですけれども、それだけきょうの検討会については重要な緊急の検討会であったと。ならば、当事者である河川整備局の近畿地方整備局の局長が来て、きちっとその辺は対応なさるべきだと思いますし、どうしてもその局長が来られない場合も、河川部長というのがいらっしゃるわけですから、そういった方が何はさておいても来ていただきたかったわけですが、それもお見えになっていないという、その点についてまずはご説明いただきたいです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

きょうは私が説明せよということで参りました。

今本委員長

ごめんなさい。荻野さんちょっと待ってください。手を挙げた順番でお願いします。

本多委員

本多です。先ほど、この委員会のいいところ悪いところもあって、よりよくされたいというふうには、検討していきたいというふうにおっしゃいましたけれども、この委員会は、きょうもマスコミが報道しておりますように、決して御用委員会でもなければ、御用学者の集まりでも何でもありません。それが多くの住民の皆さんの信頼を得て、たくさんの意見や提案を寄せていただく、そういう河川計画になってきたと思うんです。

本来、この委員会のあり方はどうする、どういうものかということも、当初、寺田委員

やほかの委員の皆さんが、この委員会のあり方から議論をして、人選も含めて、この流域委員会をつかれたという歴史があるんです。それで、どうしてそこでよりよいものにしていきたいとおっしゃる、その取り組みは、今までのように公開されて、どういうふうにするにすればいいのか、委員会のあり方、さらにどうすればいいのかというようなことが全然見えてこない状況にあるのではないかと。

本当によくしていきたいというのであれば、この流域委員会の歴史を見ていただいたらわかるように、やはり公開の場で、どういう委員を選んだらいいのか、どんなふうな仕組みや方法でこの委員会を進めたらいいのかというふうなことを、やっぱり透明性を持ってやっていただくということが重要ではないかなと。河川管理者が検討されたら、やっぱりそれは住民の皆さんから、都合のいいようになるのではないかとのご批判が出てしまえば、こんなに住民の皆さんから注目され、いろんなご意見をいただき、いろんな人がかかわってくださった委員会というものが継続できるのかどうかということに非常に不安を覚えてしまいます。その辺、全然何か見えてこないという気がします。

以上です。

今本委員長

はい、お待たせしました。どうぞ。

荻野委員

荻野です。私、この間、10月27日の今本先生の会見に行かれたときに、委員としてご一緒させていただきました。布村局長はご不在で、谷本部長が対応していただいて、今おっしゃったような内容の一部をもう少し丁寧に説明はしていただきました。そのときに、きょうのこの委員会検討会を開くこともお知らせをして、その経緯を、具体的な経緯を説明していただけますかというご質問に対して、わかった、私が行きますというふうにおっしゃいまして、少なくとも谷本部長がここにお見えになって、今のようなお話をされるものだと、私は少なくともそう思っていたのです。

やっぱり神矢さんのお答えでは、ちょっと不備もあるし、何とも会話が進まない。ちょっと神矢さんとの議論では、どうにも、どう言ったらいいかな、同じベースでディスカッションできるような感じではないように思います。きょう、谷本部長がここにお見えにならないことについては、何かお聞きになられましたか。それとも、こういうことで話ししてこいというふうにぼんと言われただけのことですか。どんなやりとりをしましたか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

私がここに来ることについてはさっき申し上げたとおりですし。

荻野委員

もう一回言うてくださいますか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢)

要するに、きょうこの場で話をしたいということです。それは部長です。

荻野委員

きょう来られない理由は聞いてこられましたか、谷本さんから。何か緊急の用でも入ったとか、何かよそに行っておるとか、何かそういう理由は聞いてこられたですか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢)

予定はもともと入っておりましたが、それ以上は私から聞くことはいたしておりません。

荻野委員

27日に部長室で、よしわかった、私が説明しますというふうに言っておられて、いやいや布村局長の方がいいんだけどなというふうな話もあったんです。だけど、布村局長の方はもう予定があつて、どうもそういうわけにはいかのだと、私がというふうにおっしゃって、ああ、わかりました、それではひとつよろしく願いますというふうに言いました。

これはだから、そのところはちゃんと、お互いその話をよく聞いてないわけですね、谷本さんと神谷さんとの間では。私が行くということについて、そういう話はしてなかったわけですね。ただ話をしたいと言われたただけなんですか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢)

部長が行くというふうには聞いてはいません。

荻野委員

聞いていない。わかりました。

もう1点いいですか。先ほどの次官の話なんですけれど、この委員会にも市長さんのご意見というのを、厚い分ものが出されたことがあります。そこにはですね、ほぼ同じようなトーンの内容が書いてありました。部長との間でそれをちょっと持ち出したんですけれど、「いや、そんなわずかなものではない」と、この委員会に対してですよ、「膨大な数の批判があるんです」と、こういうふうにしておっしゃいました。「膨大な数ですか、ああそうですか」というのでその場は終わったんですけれど。これも今、寺田先生がおっしゃったように寝耳に水のようなことでありました。

そのときに、もう1つ言われたのは、そういう批判をする方がですよ、「この間の布村会見の内容について、よくやっとな喝采しておるといふふうな意見もあります」といふふうなことを言われたんです。僕もびっくりしましてね、「そんなこと言う人いるんですか」と言ったら、「あります

よ、それは」という感じで言われたんですが。

そういう話は聞きましたか。局内でそういう話がありましたか。この間の布村局長の会見の内容について、「よくやった」という、意見が聞こえてきていると。どんな形で言われたのか、聞こえてきたのかわかりませんが、調査官のところにはそういうことは聞こえましたが。聞こえてませんか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢)

私のところでは聞いておりません。

荻野委員

そうすると、これは部長とか局長のところのみ、こういう批判というか、そういうコメントも出たというふうに理解していいわけですね。皆さんのところにはそういうものは、あなたはそういうふうにはここまで聞いてこずに、ここへ来られたわけですね。当然そうですね、そういうふうに理解していいですね。

もう1点、3点目ですけど、この委員会をこういうふうに休止をすると。先ほど、それでは整備局の方も一緒に休まないかという冗談を言われたんですが、これからもしやられるとすれば、意見を聞かずに自分たちだけで、役所だけで淀川の河川整備をやっていこうと。もう意見は聞かなくていいんだというふうに、その意見を聞くチャンネルはもうここは閉じるというふうな考え方で、役所は役所で自分たちのやり方でやっていくと、もう意見は十分聞いたと、もうこれ以上聞く必要はないというふうな姿勢を表明されたというふうに理解してよろしいですか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢)

いえ、そうではないです。意見は当然、先ほど少し、最初の局長から聞いた話ということで言ったかと思いますが、意見を聞くということについては今後も当然引き続きやっていくし、これまで以上にいろんな意見を聞いていくということはもう間違いなしにやっていくという。

荻野委員

この委員会をやめて、チャンネルだけは続けるというのはどういうふうに理解したらいいですか。委員会は休止して、置いておいて、自分たちの整備計画は自分たちでやっていくと。そうすると、もう意見を聞かない、聞く必要はないというふうに我々には聞こえるんだけど、ただ意見を聞くチャンネルは自分たちもまだ持っているつもりだというふうに理解していいと。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢)

当然、その河川整備計画を策定するに当たっては、その意見を聞かなければなりませんので、そのときには当然、意見を伺いたいと思っております。

荻野委員

僕が言っているのは、その間は聞かんでもええわけですね。というふうに、だからこっちが休止ですから。その間は自分たちは自分たちだけでやっていこうと、その整備計画をつくるまでの間は、もう聞かんでもええということと。そういう理解。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢)

いえ、そうではないです。意見は継続的に聞くということです。

荻野委員

どこで聞くんですか。この委員会なしに、ないところで。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢)

それはいろんな聞き方があるだろうとっておりますので、それを含めて、先ほど言いました、どういう意見の聞き方がいいかについて検討しているということです。そういうふうに理解しております。

寺川委員

はい。

今本委員長

では、はい、どうぞ。

寺川委員

寺川です。今のは理解に苦しむ発言だと思うんですが。

休止というのはあり得ないと思うんですね。河川整備計画はいずれにしてもやっておるわけですから。それを委員会だけ休止しておいて、一方、整備局が河川整備を進めるということとはあり得るわけですから、必要に応じてやはり相談できるような機関というのは、これは法的に位置づけられているのではないかと思います。

それもあるんですが、私は先ほどの、いわゆる局長も来ない、あるいは先ほど荻野さんが、その次の部長が参加されるような意向で話をされていたというのを聞いて、そこの1人も来ないというのは非常にこの委員会をやはり軽視した失礼な態度ではないかと思えます。

なぜかといいますと、これまでこの5年9カ月、委員会をずっとやってきまして、やはり重要なところでは局長が来られていたこともありましたが、当然部長は、むしろ第1期のころはほとんどの委員会には出席されてたというようなことがあったわけです。

そういう意味では、最近部長が余り来られないということはありませんけれども、少なくともこういう、非常に重要なときは部長が来てそこは説明するとかということが当然ではないかと思うんで

すが、その辺はこの委員会に対する整備局としての評価といいますか、それが変わったということですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

整備局として流域委員会に対する評価云々ということは何も変わっておりません。

それともう1つ、これはちょっと言いわけがましいかもしれませんが、きょう、この委員会検討会という位置づけだということは、私はここに来て初めて聞きましたので、先ほど委員長のおっしゃったように、30日に住民参加部会検討会があると、その際にその説明を河川調査官がせよというふうに理解しておりましたので、先ほどの発言をいたしました。

今本委員長

この件については私は全部の委員が非常に関心があることだと思いましたので、急遽、委員会の検討会ということにさせていただきました。その辺は連絡が悪かったとしたら、これは私の方からおわびします。

はい、どうぞ。

川上委員

川上です。私は、やはり局長みずから、公開の委員会の場に来て説明すべきだと思います。ここでこの誠実な神矢調査官をいかに追及しても、弁解的な言葉しか聞けません。ですからもうこれ以上、時間を費やして神矢調査官を追及するのはもうやめにしませんか。

それで、私は一番知りたいのは、布村整備局長が発言されたその記録が、発言の記録が欲しいです。それから冬柴大臣が発言された、その発言の記録が欲しいです。ほかの方の解説や弁解は聞いても意味がありません。それをぜひ提出してもらいたい。もし河川管理者が提出できないのであれば、我々はマスコミをお願いして、そして入手するという方法もあろうかと思えます。

次に、2つだけは事実だと思います。1つは、布村局長が次期委員会を休止するとおっしゃったことは、これは恐らく事実でしょう。もう1つ、大臣が流域委員会は継続する、続行するとおっしゃったことも恐らく事実でしょう。この2つを前提にして、私はこれから意見を申し上げます。

今回の布村局長の唐突な次期委員会休止発表は、近畿地方整備局とこの委員会との信頼関係を破壊しました。河川法の趣旨を理解し、新たな川づくりへの転換に大きな期待を寄せる多くの国民の期待に反する暴挙でした。委員会は、布村局長の次期委員会休止発表直後に大臣が委員会続行を表明するという異常な事態から、次期委員会休止は国土交通省の統一方針ではなく、整備局長個人の恣意的な判断によったものと考えてもいいのではないかと思います。河川法の趣旨を踏みにじり、国民の信頼と期待を裏切った局長の責任は重大であります。場合によってはみずからの進退を明ら



かにして、河川整備計画策定に係る国民の、そして国土交通省と淀川水系流域委員会に対する信頼回復を図る必要があると私は思います。したがって、まず局長みずから説明に来る必要があります。

そして、この検討会の前に、私たちは意見聴取反映に関する住民参加部会の検討会を行ってありました。局長は、この我々の住民意見聴取反映についての意見を余計なお世話だと考えているんでしょうか。私はまことに遺憾に思っております。

以上です。

今本委員長

はい、どうぞ。

村上興正委員

村上です。きょう、僕は、布村局長はご在席になると思って来ました。それで、そういう場が設定されているという前提のもとに来たんですが、実は重要な人物が2人ともいないという事態にちょっとびっくりしたんです。

だから、ここでほかの方に代弁してもらっても、私ども仕方がないと思うので、そのお二方の都合がついて、流域委員会の主だったメンバーが都合がつく日を設定して、その場で、公開の場で議論をすることを提案します。それで、それはできるだけ早急にやっていただきたい。その方が問題がはっきりします。今ここで無理な追及をして、それから新聞報道の記事だけを頼りに何か言うようなことはしません。やはりちゃんと本人の意見を聞いて、その真意ということが必要だろうと思っています。

悪いですけども、本当に報道関係者はやっぱり、こういう問題が出るところ、ちゃんと重点を置いて書いてきますので、そうすると、思っていることとちょっと違うことを言ったときでも全体の趣旨が損なわれる。前の、流域委員会が脱ダム宣言だという話を書いたときもそうですが、あの中にはよく読めば、最後の代替案をちゃんと検討をして、最後の選択としてダムを考えればいいと。脱ダムではないんです。そういうことを脱ダム宣言と書かれました。そういう意味では、やはりちゃんと局長の真意をただと、これが一番重要であります。

そのときに部長も来てほしいし、河川管理者の今までの主だった人は来てほしい。その中で、ちゃんとした意見を出すと。もちろん、その場合には当然、内部調査も行われるでしょうから、そういったことを含めて仕切り直ししていただきたい。

きょうの意見ではやはり納得できないし、その代理の読み上げられた文章はちょっと、全然納得できない。これでは話にならない。そういう文書で済ますことは、かえって今後のことについてまずい。したがって、改めてそういう日を設定し直していただく。

きょう言われたようなことは、寺田委員も今本委員長も非常にまともなんです。だから、そういったことを踏まえて、質問事項を明快にする。それについてどう思われるかということで、考えてきて、ちゃんとした発言をしていただきたい。ただし、それはもうちゃんと議事録として残すと。そういうつもりで来てほしい。そうすれば、きょうの議論は実りあるものです。僕はそれを設定することを、ちゃんとした公の場でされたところで十分だと思います。

ほかにもちょっと言いたいことは、この声明に関しては、私は私なりのコメントをしています。それで、私はその。

今本委員長

声明はまだですね。

村上興正委員

はい、わかりました。以上です。

今本委員長

はい、どうぞ。

田中委員

田中です。そのような今、意見が出てきたんですが、やはり調査官がきょう、どういう使命といいますか資格といいますか、形で出席されて述べられたのか、その辺が非常につかみにくいといいますか。単に局長の代理人とかいう問題ではないし、それから局長の代理で来たと、そういう使命でもないようですので、先ほどから議論されているように、きちっとした形で、この中で何かを理解しようと思っても非常に無理という気がしております。

何より私が残念に思うのは、局長はやはり責務があると思うんです。それは委員会という存在があるにもかかわらず、何の連絡もなく、いきなり記者会見で社会に発表してしまうという、このやり方自体がこれは非常に大きな問題だと思います。本当に局長はもう、自分でちゃんと考えだとか理念とかを持ってこれを表明したいのであれば、まず真っ先に委員会に出席して、こういう考えだ、こういう理念があるんだということを、やっぱりちゃんと説明責任を果たして、初めてそこがスタートラインがつけられる問題ではないかと。その辺が非常に非民主的なやり方といいますか、非常に残念だなあと思っております。

これは皆さんからも、ぜひそういう民主的な、もう少しルールをきちっと踏んだ、局長としての責務を果たしてほしいということは重々考えていただきたいと。

以上です。

今本委員長

ほか、いかがですか。

川上委員

意見ではありません。提案です。

今本委員長

ちょっと待っていただきたい。まず、ご発言のない方のご意見を、はい。

三田村部会長

委員の方がるる申されたことは、ここでもう一度繰り返すつもりはございませんので。私が心配していることだけ申し上げます。

それは、まさに人心がすさむということです。こういうことを繰り返しますと。せっかく信頼や安心を構築してきたわけですけれども、またリセットして、もう一度、回復せざるを得ない。

それは私たち委員だけではなくて、一般住民の方、あるいは国交省の中にも、何だというぐあいには思っている人が随分いると思うんです。これは何とかしていただかないと。

以上です。

今本委員長

ほか。はい、どうぞ。

岡田委員

私もちょっと用があったんですが、きょうは重要なんだと思って参りましたが。ですから、そういう意味で、やはり局長あるいは部長がおられないところでお話を伺っても、余り実りがないと思いますので、皆さんご提案いただいているように、場を改めて、ご自身あるいは責任ある方からのご発言というか、お話を伺った方がいいと思います。

それからもう1つ、私自身は、この委員会のやり方に対して批判があるというのは当然だろうと思うし、そういう批判が行政からもある、あるいは行政部局からもある、あるいは首長からあるなどというの、あってもこれは当然不思議ではないと思います。

ただ、今回の問題はですね、やはりそういう批判があって、今後の新しい委員会のあり方に関して、そういう議論というか、そういう批判も踏まえて次の展開を図るべきだということを、やはり局長自身が委員会の場でおっしゃって、もちろんそれに対していろんな意見が出るかもしれませんが、その結果として記者会見もされているんなご説明をいただくというのは、それはそれで当然あり得る姿だろうし、健全な、健康な姿だったはずと思います。

ですから、そういう意味で、やっぱりそういう批判があるんだということをむしろ、またある意

味で批判に対してももちろん、いろいろな評価の仕方もあるわけで、そういう議論をきちんと突き合わせる場がないままに、少なくとも聞こえ方によっては、委員会の今までやってきたことに対して非常に評価を低くするものになってしまうように、間接的に聞こえてしまうということ自体が少し問題ではないかというふうに思います。

ですから、どういう経緯かわかりませんので、やはり場をきちっと改めて、ご発言の意図、それからそういうご批判があるならそういうことを含めて、今後の委員会でどういう形で建設的にそれを進めていけばいいかということについてご発言いただいたらいいのではないかと思います。

以上です。

今本委員長

はい、よろしいでしょうか。

角野委員

角野です。私はこの問題は、淀川水系流域委員会だけの問題ではなくて、全国のこれからの河川整備に大きく影響を及ぼす問題だと思っています。

いろいろと国交省も判断がある、政治的な判断があるんでしょうけれども。その中で、いわゆる淀川モデルについて批判があるということは、いろいろ耳にしていました。

これからどうするのかということ、この淀川水系流域委員会がどうなるのかというのは、全国への波及効果が物すごく大きいと思うんです。そういう意味でも、やはり責任のある方に出てきていただいて、本当に何が問題なのか、それと局長と大臣の発言にそごがあるということもやはり大きな問題なので、国交省としてはどういう形でこれから考えようとしているのかということ、それはひょっとしたら我々の考えて言っていることと違う方向を向いているのかもしれないけれども、そのことも含めてやはり責任のある方から言ってもらわないと、前へ進む議論というのもしかないのではないかと、私はそういうふうに思います。

以上です。

今本委員長

あと、それぞれのご感想を述べておきたい方はおられませんか。よろしいですか。

川崎委員

済みません、私は新規委員で、余り出席もせずに、初期のころからの委員の方々とは大分違う印象を持っているのかもしれませんが。

多分、この委員会の場合は、ある種の河川整備計画というものに対する策定に対する評価ですね、評価機関としてあったのではないかとと思うんですけれども。現実問題として河川管理者が出し

てこられたそれぞれの案に対して、アドバイザー的な、評価的な意識で意見を、それに対してまた再調査をしたりされているというようなことで、結局データ自身を実際に扱ったり、実際上の策定計画なり実務調整などされているのは管理者であるわけです。

ただ、今後その河川整備計画自身を策定していくときには、実務面の実際上の進行だとか、そういうのもかなり重要な視点になってくるかと思うんですが、恐らくですよ、私はちょっと楽観的に考えていたんですが、恐らく河川管理者の方では、そういう改正もそうですし、それから今までのこの6年間の形式は評価形式、委員会形式という、見かけ上というか形式上、委員会形式なんですね、こう何十人も集まってやる。ただ、それだけではなくて、実際の実務調整だとか個々の議論を設定していく上では、場合によってはアドバイザー方式とか、都市計画だとか都市景観だとか、我々の専門でやっているところだと、実際上委員会形式で集まって評価、諮問から、実際上策定をするための効率のいい一つの形式のあり方というものが別途いろいろ議論されているんですね。

ですから、場合によってはそういうことも、管理者側の体制もこれから整えていかなければいけない、時間的なラグは多分にあると思っております。

要するに、委員会形式がストップするかという問題と、それから事実上その評価から実際上の策定、策定自身も長い時間がかかりますので、その長期計画のようなものをどういうふうに進めていくかによって、この委員会の言葉上の休止とか中止とあるんですが、今のご発言の中では継続的にいろんな方法を考えていくということですので、そのあたりのことが明快になると、双方またいろんなお話が出てくる、理解できるのではないかというふうに考えております。

今本委員長

ほかに感想のおありの方はございませんでしょうか。

では、ちょっと私から質問させていただきます。

10月15日以前の段階で、近畿地整の中で、この委員会を休止しようという議論はあったんですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

委員会を休止しようという議論はしていません。そうではなくて、先ほどから申し上げていますように、意見をどう聞くのが一番いいのか、よりよい意見が聞けるのか、ひいてはよりよい河川整備計画ができるのか、そのことを考えました。それは今でも検討中ということですよ。

今本委員長

この委員会は、これまでいろんな河川管理者の考えと委員会との考えとの間でキャッチボール方式でやってきたわけですから、河川管理者側がこの委員会はおかしいよと、自分たちの思った方向とちょっとほかへ行き出しているよというのであれば、そのときにこうした方がいいのではないで

すかという提案をしていただきたかったですね。

それと現在、ダムのフォローアップの調査も私どもは目的の1つに加えられているんですが、これも休止なんですか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢)

ダムのフォローアップにつきましては、もう予定も既に決まっておりますし、今年度実施しなければならないので、ご意見をいただきたいと思っております。

今本委員長

しかし、あと3カ月というこの段階になって、まだ説明いただけてないんですよ。その作業がどれだけ過酷なものか。自覚しておられるんでしょうね。今から現地を見て、説明を聞いて、議論をして、1月までにまとめなければならないわけですよ。非常なスピードですよ。それを私どもはやろうと決意していますけども。

来年度はどうなるんですか。もうそれで終わりですか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢)

確かに、時間がかかりタイトなのは承知しておりますけれども、それについては大変恐縮ですが、何とかお願いしたいと思っております。

今本委員長

もう1つ、これも私自身が聞いたわけではないんですけど、26日の事務次官の発言で、透明性のある形で委員会を発足させる必要があり、新規整備審議会の方で十分検討してもらおうといった発言があるんです。つまり、この委員会は透明ではないというんでしょうか。

この発言は聞いておられますか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢)

いえ、聞いておりません。

今本委員長

新規整備審議会とは何ですか。あるんですか、そんなの。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢)

ちょっとわかりません。

今本委員長

まあメモをとった人の間違いなのか、あるいは事務次官が言い間違ったのか、わかりませんけれども。

では、あとどうしましょう。提案どうぞ。お待たせしました。

川上委員

委員の質問や意見は打ち切りまして、一般傍聴の方の意見も聞きたいと思うんです。お願いします。

高田委員

いいですか。

今本委員長

はい。

高田委員

高田です。先ほどから幾つか、何人かの提案がありましたように、やっぱり局長と河川部長の話を、少なくとも河川部長の話を、約束していただいているのですから、それはぜひ聞きたいと思うんですね。それを近々設定するというのをこの委員会で、一応委員会側の希望として。

川上委員

整備部長なんかはだめですよ、本人でないと。神矢調査官と同じことですよ。時間のむだです。

本多委員

やっていただけるんですか。

今本委員長

いや、これね、本当に調査官にはお気の毒な立場で。役人というのはこんなものですよ。局長は来ない、部長も来ない。万難を排して部下を救うという気概などない人に、いい河川計画ができるんでしょうか。

あと、声明を出すかどうかというのがありますが、これはもっと、局長の話を聞いてからの方がよろしいですね。

きょうは非常に厳しい意見を言いましたけど、委員の中で1人ぐらい、河川管理者がもっともだという方はおりませんか。きょう発言されなかった方、澤井さん、いかがですか。

澤井委員

河川管理者がもっともとは思いません。ぜひ局長の弁明を聞きたいと思いますので。

村上興正委員

その点について、意思確認した方がいいと思うんですけど、全員の。

今本委員長

どうぞ。

三田村委員

ちょっと、それでは。

今本委員長

はい、どうぞ。

三田村委員

提案させていただきます。

速やかに日程調整を行って、局長の意見を聞くというんですか、真意を聞く会をつくと、そういうぐあいにまとめていただければと思います。

ちょっと余談ではあるんですけど、河川管理者の方はいかがでしょうか。河川管理者は私たちと同じ考えだろうと、私は今でも信じております。

今本委員長

村上さん、いかがですか。

村上哲生委員

私も残念ながら調査官の言葉がさっぱり理解できませんでした。やはりこれは言葉としては通じるかもしれませんが、中身が全然伝わってきません。

提案としては今まで皆さんがおっしゃったのと一緒にです。局長との直接のお話の会をつくりたい。

それからもう1つなんですけれども、やはり薄々今まで聞こえていたこういうふうな声表に上がってきたということは、これは非常に私は反面いいことだと思います。今までお互い隠してといますか、表面に出さなかったようなことが初めて議題になる、これは非常に結構なことです。災い転じて本当に福になるかもしれません。積極的に、そして建設的な議論に私も参加したいと思います。

今本委員長

今お伺いしますと、やはりこの問題は委員会にとっても根幹にかかわる重大な問題でありますので、局長みずからが委員会に対して説明いただきたい。これが委嘱者の責任ですよ。この委員会を委嘱しているのは局長ですからね。その局長が委員会はおかしいと言っているのは、自分がおかしいと言っていることですから、私は休むべきは局長ではないかと本当に思いますよ。ぜひ早急に局長が出席して、委員会、臨時でもいいと思います、それを委員会として要望いたしたいと思います。

調査官には針のむしろに座らせたようで非常に申しわけなかったんですが、それだけこの委員はこの委員会に情熱を持ってやってきた。私は先ほど三田村さんが言われましたように、河川管理者の方もそうですよ、これだけ皆さん方は私どもの審議に協力してくれたんです。こんなことは希有



の状態かもわかりません。そのことに対していつも感謝の念を持っております。

ということで、この検討会、一応委員の方の発言を終わりにしまして、あと残り少ない時間ですけども、傍聴者から発言をお願いしたいと思います。

それでは、済みませんけれども、会場の時間が限られてますのでごく短くお願いします。

傍聴者（浅野）

自然愛・環境問題研究所の浅野です。

朝日新聞25日付の報道では、発表の席において布村局長の説明の中で、『これまで相当意見をいただいたが、やり過ぎと言う人もいる、自治体の首長からの評判はよくない』といった弁も出ていたと報じられています。この辺が本音であろうと感じられます。「やり過ぎ」とは笑ってしまいますが、委員の皆さんにとっても「気色の悪い返事」ではなかろうかと思えます。

今、まさにここに集い、住民意見の聴取と反映という、河川法が掲げる大テーマをまじめに熱心に議論されてきた。これはもともと委員会立ち上げの最初に、近畿地方整備局から要請、諮問されていながら、ようやく今、本格的な審議に入ってきたばかりで、全く「やり足らなかった」大テーマではありませんか。

そのほか、水需要の問題、ダムや堰の環境問題、流域対応の方策、法律の不備に関する問題等々、「まだまだやり足りない状態」なのは、まじめに取り組んでいる人々には自明のところであります。自治体の首長の評判は、住民によくわかるように、具体的にリストアップして、公開できないのであれば無責任に言うべきではないと思えます。

いずれにしても、これらの発言は「全く流域住民をばかにしたもの」であると同時に、「淀川水系流域委員会5年9カ月の真摯で懸命な努力に泥を塗るもの」であったと感じるところです。

今本委員長

次の、真ん中の方、はい、どうぞ。

傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。

先ほどから委員の先生方のご意見を伺っていて、いろいろ思い出して、涙がとまらなかったです。私も4年、この委員会に務めさせていただいて思うんですけども、きっと委員の先生方のご家族の方は、早くこの委員を辞してほしいと、そうでないと過労死するのではないかと、さぞご心配されていると思います。河川管理者の方もきっとご同様だと思います。大変激務をこなしてこられたと思います。

それも、いい川づくりをしたいという熱意あってこそ、その熱意で今まで流域委員会は支えら

れてきたと思います。これを、理解を十分されていないのだと信じたいですけども、局長の発言でもうお開きにしようというふうなご発言をされたというのは本当に残念に思っています。

少しでも、まだまだ審議していただきたいことはたくさんあるんです。どうしてこれが時間がかかり過ぎるということになるんでしょうか。それだけ膨大な審議を続けてこられたからこれだけ時間がかかったのであり、それでも時間が足りないくらいだと思います。

本当に河川管理者の方をお願いしたいのは、一緒にやってきたのに、今さらこれは余りに悲しいと思います。どうかこの流域委員会に期待をかけて、望みをかけている住民がたくさんいることを、それは近畿の淀川水系の住民だけではなくて、全国の住民がこの流域委員会を見守っている、新しい川づくりが始まるのを期待しているのだということを、どうか理解していただきたいです。お願いします。

今本委員長

ありがとうございました。

それでは、はい。

傍聴者(酒井)

時間が迫っているので短くやります。

せっかくのこの審議に際して近畿整比局長、河川部長が出席されておりません。大臣発言、近畿地整局長、部長の発言の真意について、第1次の委員の方も集まっていたいて、そこでそういう場を設定して説明を聞くということにならないかと思います。

それからもう1点、現場で職員が頑張っておられる、今日、各河川の所長も見えています。30秒ずつでもいいです、今ここで現況について考えておられることを、発言して下さい。現場で苦労されている、混乱していることでトップの意向に左右される職員の方は大変陀と思います。わかりますよ、職員がリストラされて、益々現場は大変ですよ。これからいろいろ内部告発の問題も出てきましょうし、談合の話も出てくると思います。その辺の苦しみを現場では知っておられるわけですよ。

本当は現場に行って、職員の方一人一人に聴取すればいいわけですが、各所長いかがですか、30秒、時間の許す限り、淀川河川事務所の吉田さんを筆頭に、以下各所長、関係者の皆さん順番にご意見を述べてください。以上です。

今本委員長

やはり河川管理者は一つの組織ですので、こちらから発言をお願いするということは難しいと思います。私も聞きたいのはやまやまですけども、それはちょっとよろしくないと思います。もし、

どうしてもというのでしたら別ですけども。

本当に今回のことは、私どもにとりまして、この委員会を侮辱するものであるという憤りを感じております。淀川水系流域委員会は社会的にも、批判があると言えば称賛もあります。私どもは真剣に、これ以上できないと思うぐらい頑張ってきたつもりです。そのことに、さらにまだ批判がある。これは当然でしょう。できることならば、いい淀川水系をつくる、目的はそれです。いい川を住民とともにつくるというのがこれからの川づくりだと思います。

かつては専門家に任せておけというのが川づくりでした。しかし、それは治水や利水といった技術面の時代です。今は最も重要なのは環境であり、治水や利水ももちろん大事ですが、環境ということに重点を置く必要があるというのが、この委員会の考え方です。

さらに、計画づくりには住民を参加させるというのが、河川法改正の趣旨でもあります。その趣旨にのっとり、私どもは真摯に審議してきたつもりで、これからもこの委員会はそういった審議を続けてもらいたいと思っております。

時間になりましたので、これでこの検討会を終わりにさせていただきますが、可及的速やかに局長に出席いただいて、この会に説明するよう強く要望します。

では、以上で終わります。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

これをもちまして、淀川水系流域委員会第2回委員会検討会を終了いたします。大変ありがとうございました。

〔午後 8時01分 閉会〕

議事録承認について

第74回運営会議(2006/8/31開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間10日間)。
2. 確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
3. その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、お名前を議事録に明記したうえで、確定とする。